

相楽東部広域連合個人情報保護条例施行規則

平成 21 年 1 月 30 日
規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合個人情報保護条例（平成 21 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(外部提供に係る申請等)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項の規定による保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を受けようとする者は、実施機関に保有個人情報外部提供申請書（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

2 国等からの外部提供の申請については、前項の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

3 第 1 項又は前項の規定による申請があったときは、実施機関は、その可否を決定し、保有個人情報外部提供可否決定通知書（別記様式第 2 号）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、実施機関以外の者に外部提供しようとするときは、保有個人情報外部提供可否決定通知書に次に掲げる事項について許可の条件を付すとともに、当該条件に違反した場合における決定の取消し、個人情報の返還その他必要な事項を記載しなければならない。

(1) 個人情報の漏えい等の防止に関する事項

(2) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項

(3) 個人情報の複製及び複製の禁止に関する事項

(4) 個人情報の使用の停止に関する事項

(5) 個人情報の返還義務又は廃棄義務に関する事項

(6) その他個人情報の保護に関し必要と認める事項

(電子計算機処理の関する適正管理)

第 4 条 保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、個人情報の安全確保と適正な管理に努めなければならない。

(個人情報管理責任者)

第 5 条 保有個人情報の適正な管理を行うため、課等に個人情報管理責任者を置かなければならない。

2 課等の個人情報管理責任者は、当該課等の長をもって充てる。

3 個人情報管理責任者は、個人情報の取得、保管及び利用を適正に管理し、当該取得、保

管及び利用について所属職員を指導し、及び監督しなければならない。

(委託における適正管理)

第6条 個人情報を取り扱う事務の委託をするときは、当該委託の内容に応じて次に掲げる事項を契約書等に明記しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい等の防止に関する事項
 - (2) 個人情報を取り扱う者の届出及び責任者の届出に関する事項
 - (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - (4) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - (5) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
 - (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
 - (7) 提供資料の返還に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な事項
 - (9) 前各号に違反した場合の契約解除、損害賠償等に関する事項
- 2 電子計算機処理に伴う大量の個人情報を取り扱う事務については、委託を受けた者は、個人情報処理に係る保護方針を定め、前項の契約書に添付しなければならない。

(請求等の様式)

第7条 次の各号に掲げる請求及び通知を行う際の様式並びに意見書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第14条第1項の規定による請求保有個人情報開示請求書(別記様式第3号)
- (2) 条例第19条第1項の規定による通知(開示の請求に係る個人情報の全部を開示する場合に限る。)個人情報開示決定通知書(別記様式第4号)
- (3) 条例第19条第1項の規定による通知(開示の請求に係る個人情報の一部を開示する場合に限る。)個人情報部分開示決定通知書(別記様式第5号)
- (4) 条例第19条第2項の規定による通知個人情報不開示決定通知書(別記様式第6号)
- (5) 条例第20条第2項、第30条第2項及び第37条第2項の規定による通知個人情報開示、訂正及び利用停止決定等期間延長通知書(別記様式第7号)
- (6) 条例第21条、第31条及び第38条の規定による通知個人情報開示、訂正及び利用停止決定等期限特例通知書(別記様式第8号)
- (7) 条例第22条第1項の規定による通知個人情報開示決定等に係る意見照会書(別記様式第9号)
- (8) 条例第22条第2項の規定による通知個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書(別記様式第10号)
- (9) 条例第22条第1項及び第2項の意見書個人情報開示決定等に係る第三者意見書(別記様式第11号)
- (10) 条例第22条第3項の規定による通知個人情報開示決定第三者あて通知書(別記様式第12号)
- (11) 条例第26条第1項の規定による請求個人情報訂正請求書(別記様式第13号)
- (12) 条例第28条第1項の規定による通知(訂正の請求に係る個人情報の全部を訂正する場合に限る。)個人情報訂正決定通知書(別記様式第14号)

- (13) 条例第 28 条第 1 項の規定による通知（訂正の請求に係る個人情報の一部を訂正する場合に限る。）個人情報一部訂正決定通知書（別記様式第 15 号）
- (14) 条例第 28 条第 2 項の規定による通知個人情報訂正拒否決定通知書（別記様式第 16 号）
- (15) 条例第 29 条の規定による通知 個人情報提供先あて訂正通知書（別記様式第 17 号）
- (16) 条例第 33 条第 1 項の規定による請求 個人情報利用停止請求書（別記様式第 18 号）
- (17) 条例第 35 条第 1 項の規定による通知（利用停止の請求に係る個人情報の全部を利用停止する場合に限る。）個人情報利用停止決定通知書（別記様式第 19 号）
- (18) 条例第 35 条第 1 項の規定による通知（利用停止の請求に係る個人情報の一部を利用停止する場合に限る。）個人情報一部利用停止決定通知書（別記様式第 20 号）
- (19) 条例第 35 条第 2 項の規定による通知 個人情報利用停止拒否決定通知書（別記様式第 21 号）
- (20) 条例第 36 条の規定による通知 個人情報提供先あて利用停止通知書（別記様式第 22 号）
- (21) 条例第 40 条の規定による通知 諮問実施通知書（別記様式第 23 号）

（実施機関が定める事項）

第 8 条 条例第 14 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求年月日
 - (2) 開示の方法
 - (3) 連絡先
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項
- 2 条例第 26 条第 1 項第 3 号及び第 33 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

（本人等であることの証明に必要な書類）

第 9 条 条例第 14 条第 2 項、第 26 条第 2 項及び第 33 条第 2 項に規定する本人、その法定代理人又は配偶者等であることを証明するために必要な書類であって、実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本人が請求する場合
運転免許証、旅券その他これらに類する書類として広域連合長が適当と認めるもの
- (2) 法定代理人が請求する場合
当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍抄本その他資格を証明する書類として広域連合長が適当と認めるもの
- (3) 相続人が請求する場合
当該相続人に係る本条第 1 号に定める書類及び戸籍抄本その他本人との関係を証明する書類として広域連合長が適当と認めるもの

(交付する写しの部数及び表示)

第10条 実施機関が開示の請求に係る個人情報の写しを交付するときの当該写しの部数は、1部とする。

2 実施機関は、条例第23条の規定により交付する個人情報の写しについて、特に必要があると認めるときは、交付する個人情報の写しの各頁に、開示又は部分開示された個人情報の写しである旨を表示するものとする。

(開示手数料等の納付時期)

第11条 条例第24条第2項に規定する写しの交付に要する費用は、前納とする。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(施行状況の公表)

第12条 条例第43条の規定による公表は、相楽東部広域連合の広報紙に掲載して行うものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。